

専決処分事項の指定について

(平成3年3月22日議決)

(全部改正 平成25年3月25日議決 同年5月1日施行)

(一部改正 平成31年3月20日議決 同年4月1日施行)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法律上市の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を決定すること及びこれに伴う和解に関すること。
- 2 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修（豪雪時の除雪経費を含む。）及び工事等に関する歳入歳出予算の補正をすること。
- 3 会計年度末における法令等の改正に伴う必要な条例の改正を行うこと。
- 4 会計年度末における日切れ扱いの法律等の改正に伴う歳入歳出予算の補正をすること。
- 5 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- 6 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要性が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。
- 7 関係一部事務組合及び広域連合の規約の変更及び構成市町村数の増減に関すること。
- 8 1件の金額が100万円以下の債権の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 9 市営住宅の家賃等の支払又は明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。